

# 第7期 地域福祉実践計画

【令和2年度～令和5年度】

～みんなが生きがいを持って

健やかに暮らせる 福祉のまちづくり～

令和2年3月



社会福祉法人

斜里町社会福祉協議会

## はじめに

---

日本の2019年の出生数が、年間90万人を大きく割り込んで86万人台となり、120年の統計史上最少になったというショッキングな報道がありました。これは、42年前（1977年）のほぼ半分という少なさであり、2年前の将来人口推計による減少ペースが、すでに2年も早まっています。

国による待機児童対策・保育料無償化・働き方改革・男性の育休取得など、次々と施策を推進していますが、今のところその効果は出ていません。景気の低迷が長引き、多様な生活課題・ニーズが次々と浮上し、医療・年金・介護など、旧来の社会保障制度には限界があり、早急な対応が求められています。

若い世代が減っている以上、人口減対策の特効薬はなく、「人口減を前提とした社会・経済」に転換していくしかないのが現状です。

わが町においては、国の施策や旧来の制度に依存しない、「自主・自立のまちづくり」を目指し、行政・関係団体・地域住民・社協が連携協働しながら、それぞれの役割分担を明確にし、事業の見直しや精選を図り、地域課題やニーズに即応した地域福祉・社会福祉を推進しなければなりません。

第7期地域福祉実践計画策定に当たっては、関係団体や識者からなる「第7期地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、第6期計画の取り組みを検証・評価するとともに、斜里町が策定した「第2期斜里町地域福祉計画」と連携を図り、『みんなが生きがいを持って健やかに暮らせる福祉のまちづくり』を基本目標に据え、検討を重ねて参りました。

本計画は、『わが町の社協が、どのような福祉のまちづくりをめざしているか』を地域住民や関係者に明らかにするもので、わが町の将来を見据え、行政と社協が協働し、地域住民の皆さんの参画を得ながら、『地域支え合いのまちづくり』に取り組んで参ります。

最後に、本計画策定に当たってご尽力いただきました策定委員の皆様、関係機関・諸団体の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

会 長 三 浦 勝 利

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>1. 計画の策定にあたって</b>                 | <b>1</b>  |
| 1) 計画策定の背景                           | 1         |
| 2) 計画策定の趣旨                           | 1         |
| 3) 計画策定の位置づけ                         | 1         |
| 4) 計画の期間                             | 2         |
| 5) 計画の進行管理                           | 2         |
| <b>2. 地域福祉を取り巻く現状について</b>            | <b>3</b>  |
| 1) 斜里町の概況                            | 3         |
| 2) 斜里町社会福祉協議会の概況                     | 5         |
| 3) 第6期地域福祉実践計画の評価と課題                 | 7         |
| <b>3. 計画の基本目標と基本計画</b>               | <b>21</b> |
| 1) 基本目標                              | 21        |
| 2) 基本計画                              | 21        |
| 3) 計画の体系図                            | 22        |
| <b>4. 基本計画と具体的な取り組み</b>              | <b>23</b> |
| 1) 基本計画1 「みんなの困りごとを見つけ、みんなで考える地域づくり」 | 23        |
| 2) 基本計画2 「みんながつながり、支え合う地域づくり」        | 24        |
| 3) 基本計画3 「みんなの困りごとを解決する地域サービスづくり」    | 31        |
| 4) 基本計画4 「みんなと一緒に地域を支え合う社協づくり」       | 37        |
| <b>5. 策定方針（関連資料）</b>                 | <b>42</b> |
| 1) 第7期地域福祉実践計画策定手順                   | 42        |

# 1. 計画策定にあたって

## 1) 計画策定の背景

我が国の社会福祉は、少子・高齢化の進展、家族機能の変化、障がい者の自立と社会参加の進展に伴って、人々が有する福祉課題、ニーズも実に多様なものとなってきており、社会福祉に対する意識も大きく様変わりしています。社会・経済状況を背景に、様々な改革が進行していることもあいまって、社会福祉の各制度についても、かつてのような限られた人たちの保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、その生活の安定を支える役割を果たしていくことが期待されるようになっていきます。

私たちの地域においても、少子・高齢化や核家族化が急速に進む一方で、人間関係の希薄化や相互扶助機能が弱まるなど、地域社会が大きく様変わりを見せています。

高齢者の孤立、認知症高齢者の介護や生活支援問題、高齢者虐待・児童虐待、生活困窮者支援、障がい者の就労の支援など、様々な地域福祉課題がある中で、斜里町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、地域住民・ボランティア・行政・関係機関などとの連携・協働をもとに実践することが求められています。

## 2) 計画策定の趣旨

地域福祉実践計画は、社協が地域福祉を推進する中核組織として、様々な地域福祉課題の解決を図るため、地域住民やボランティア・福祉団体・企業・行政と、連携・協働して地域福祉を推進する計画です。

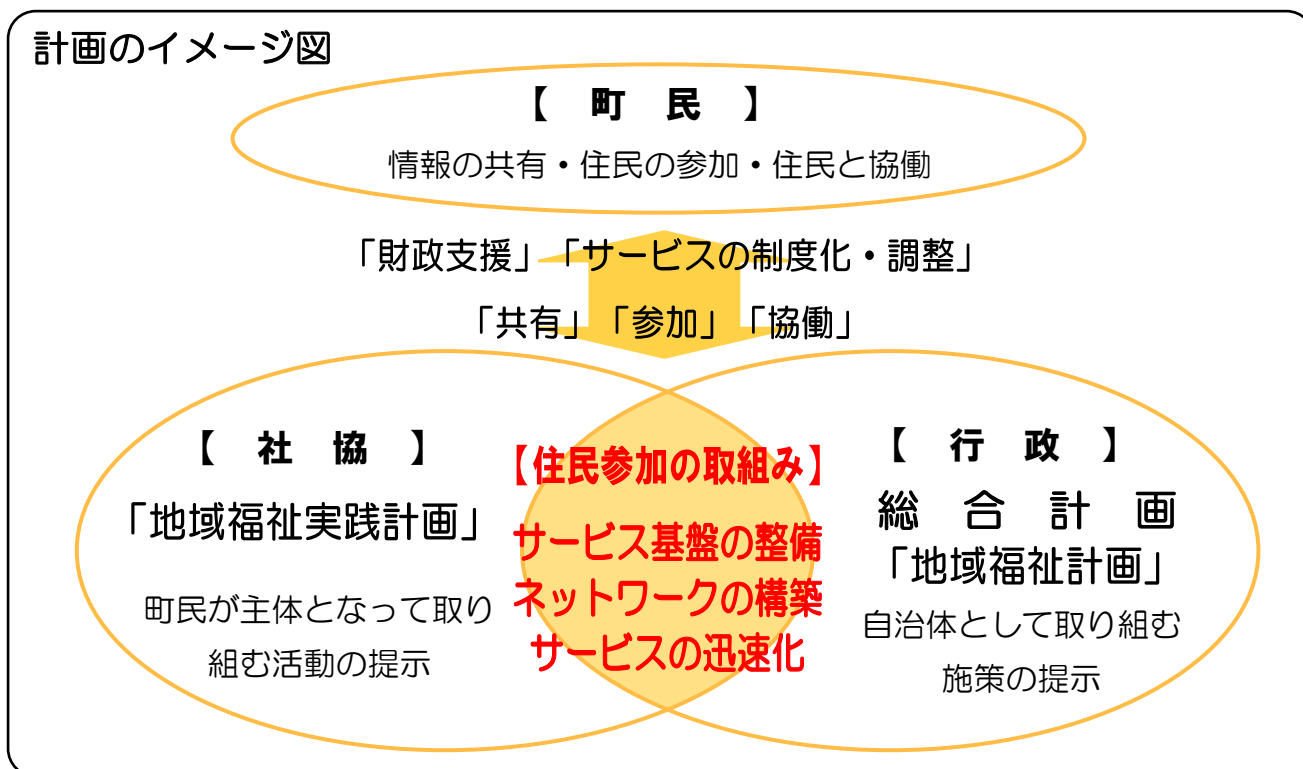
社協では、平成28年度に策定した「第6期地域福祉実践計画」の「みんなが生きがいを持って健やかに暮らせるまちづくり」の目標を掲げ、地域福祉を推進している中、様々な地域福祉課題が増大かつ多様なものとなっている現状を踏まえ、「第6期地域福祉実践計画」の内容をベースとしながら、新たな地域福祉課題解決に向けた「第7期地域福祉実践計画」を策定しました。

## 3) 計画策定の位置づけ

社協が策定する「地域福祉実践計画」は、地域住民やボランティア・福祉団体・企業・行政などと連携・協働して実践する具体的な計画です。

斜里町の行政計画（総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画など）が目指す内容との整合性を取りながら連携・協働し、地域福祉を推進します。

## 計画のイメージ図



## 4) 計画の期間

地域福祉実践計画は、令和2年度から令和5年度までの4カ年とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を取るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

| 区分           | 令和2年度              | 令和3年度        | 令和4年度        | 令和5年度                  |
|--------------|--------------------|--------------|--------------|------------------------|
| 第7期地域福祉実践計画  | 4カ年                |              |              |                        |
| 計画管理         | 事業管理<br>事業評価       | 事業管理<br>事業評価 | 事業管理<br>事業評価 | 事業管理<br>事業評価<br>次期計画策定 |
| 第6期斜里町総合計画   | 平成26年度～令和5年度（10カ年） |              |              |                        |
| 第2期斜里町地域福祉計画 | 平成27年度～令和5年度（9カ年）  |              |              |                        |

## 5) 計画の進行管理

地域福祉実践計画を毎年度の事業計画に具体的に反映するために、「計画策定プロジェクトチーム」や、より多くの住民の意見を把握できるような、地域住民も含めた「第7期地域福祉実践計画策定委員会」において、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルの考え方で進行管理を行い、社会情勢や福祉制度の動きに応じて随時、見直しや修正を行います。

## 2. 地域福祉を取り巻く現状について

### 1) 斜里町の概況

わがまちは、農業・漁業を中心とした第1次産業で発展し、昭和39年に知床が国立公園に指定され、さらに平成17年に世界自然遺産に登録され、注目されている観光産業との3本柱による産業を基幹として成長・発展しています。

人口は、昭和30年代後半の18,000人台をピークに年々減少し、平成31年3月末では、11,515人、65歳以上の高齢者数も3,836人で、総人口の33.3%となり、5年前の平成26年3月末の29.7%と比較し、確実に高齢化が進んでいます。

これらの現状に対し、高齢者の介護サービスを中心に官民のサービス提供体制、住民相互の支え合いの仕組みは、徐々に整備されつつあります。介護保険関連事業所が、居宅介護支援事業所2カ所、訪問看護事業所1カ所、訪問介護事業所1カ所、地域密着型通所事業所5カ所、認知症対応型通所介護事業所1カ所、短期入所事業所1カ所、小規模多機能型居宅介護事業所2カ所、認知症対応型共同生活介護事業所4カ所、福祉用具貸与事業所1カ所、介護老人福祉施設1カ所、地域密着型介護老人福祉施設1カ所、軽費老人ホーム1カ所と合計21カ所の事業所があります。斜里町高齢者保健福祉計画・斜里町介護保険事業計画の推進により、多様な高齢者ニーズに対応するためのサービスが開始されています。また、単位自治会を核とした「ふれあいネットワーク活動」で32自治会が指定自治会として取り組みを行っており、福祉委員による訪問活動や見守り活動等が行われています。

斜里町の将来を担う子ども達が健やかに生まれ育つよう、子育て支援事業の充実や子どもが大切にされる地域社会が子育てを支援する視点などを盛り込んだ、子ども・子育て支援事業計画を推進しています。

障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるように、就労支援事業所や民間事業所での就労支援、特別支援教育コーディネーターの配置などの障がい者計画・障がい福祉計画を推進しています。

生活に困りごとや不安を抱えている方が気軽に相談できるように、町や社協の総合相談窓口の設置、就労や就労資金に伴うハローワークや北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）などとの連携、平成27年4月から開始された生活困窮者自立支援制度による各専門機関との連携・協力が図られています。

#### ①人口・世帯数（過去5年）

| 区分      | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口（人）  | 12,086 | 11,935 | 11,794 | 11,672 | 11,515 |
| 世帯数（世帯） | 5,562  | 5,612  | 5,600  | 5,588  | 5,555  |

〈斜里町ホームページより〉

②一人暮らし高齢者数（過去5年）

（単位：世帯）

| 区 分       | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 高 齢 者 世 帯 | 2,523    | 2,498    | 2,443    | 2,559    | 2,657    |
| 一人高齢者世帯   | 925      | 922      | 1,002    | 1,036    | 1,069    |

〈斜里町保健福祉課より〉

③要介護認定者・総合事業対象者数（過去5年）

（単位：人）

| 区 分     | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 総合事業対象者 |          | 6        | 37       | 41       | 28       |
| 要支援1    | 78       | 75       | 37       | 35       | 47       |
| 要支援2    | 80       | 82       | 55       | 60       | 72       |
| 要介護1    | 116      | 130      | 143      | 144      | 136      |
| 要介護2    | 115      | 113      | 116      | 128      | 114      |
| 要介護3    | 82       | 87       | 83       | 78       | 91       |
| 要介護4    | 86       | 105      | 100      | 87       | 75       |
| 要介護5    | 68       | 64       | 71       | 79       | 103      |
| 合計      | 625      | 662      | 642      | 652      | 666      |

〈斜里町ホームページより〉

④合計特殊出生率の推移（過去5年）

（単位：人）

| 区 分     | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合計特殊出生率 | 1.59     | 1.53     | 1.63     | 1.56     | 1.57     |

※合計特殊出生率＝15歳～49歳までの母の年齢別出生数を年齢別女子人口で除して合計した数

〈斜里町ホームページより〉

⑤身体障害者手帳の交付状況（過去5年）

（単位：人）

| 障 害 名        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 視覚障害         | 34       | 32       | 30       | 27       | 23       |
| 聴覚/平行機能障害    | 43       | 45       | 45       | 46       | 49       |
| 音声/言語/咀嚼機能障害 | 6        | 5        | 5        | 5        | 6        |
| 肢体不自由        | 364      | 348      | 340      | 331      | 316      |
| 内部障害         | 140      | 139      | 146      | 150      | 152      |
| 合 計          | 587      | 569      | 566      | 559      | 546      |

〈斜里町保健福祉課より〉

⑥療育手帳の交付状況（過去5年）

（単位：人）

| 区 分    |       | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| A（重度）  | 18歳未満 | 10       | 10       | 8        | 8        | 7        |
|        | 18歳以上 | 62       | 61       | 59       | 57       | 57       |
| B（中軽度） | 18歳未満 | 27       | 30       | 30       | 30       | 29       |
|        | 18歳以上 | 67       | 71       | 73       | 76       | 79       |
| 合 計    |       | 166      | 172      | 170      | 171      | 172      |

〈斜里町保健福祉課より〉

⑦精神障害者保健福祉手帳の交付状況（過去5年）

（単位：人）

| 障 害 等 級 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1級      | 5        | 7        | 1        | 3        | 3        |
| 2級      | 37       | 39       | 32       | 31       | 34       |
| 3級      | 9        | 6        | 7        | 8        | 10       |
| 合 計     | 51       | 52       | 40       | 42       | 47       |

〈斜里町保健福祉課より〉

⑧生活保護世帯の状況（過去5年）

| 区 分     | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 世帯数（世帯） | 141      | 133      | 134      | 132      | 131      |
| 受給者数（人） | 180      | 177      | 173      | 174      | 160      |

〈斜里町保健福祉課より〉

## 2) 斜里町社会福祉協議会の概況

社協は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。昭和42年には法人化となり、地域住民を始め、民生委員・児童委員、各福祉団体、行政などの参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで、安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

平成10年度より5ヵ年間「ふれあいのまちづくり事業」の指定を受け、総合的な地域福祉事業を推進するため事務局体制の強化が図られ、より地域に密着したきめ細やかな事業を展開することができるようになりました。

単位自治会を核とした「ふれあいネットワーク活動」は、32自治会が指定自治会として



取り組みを行っており、福祉委員による訪問活動・見守り活動やサロン活動などが行われています。

また、「ふれあいのまちづくり事業」の一つとして、有償ボランティアサービス「ふれあい・まごころサービス」を実施し、介護保険サービスでは対応できない、多様な高齢者等のニーズに対応し、協力者が高齢者等の在宅サービスの支援を実施しています。

平成12年度の介護保険制度導入により、斜里デイサービスセンター、ぶんこうデイサービスセンター（平成30年度廃止）、ウトロデイサービスセンター、ホームヘルプステーション、ケアプランセンターを運営すると共に、障害者総合支援法による、生活介護事業と居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業・基準該当生活介護事業も実施し、事業型社協の基盤整備が図られてきました。

さらに、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方に対し、自立した生活が送れるように支援する「日常生活自立支援事業」を、道社協の受託事業として実施しています。

また、平成22年度からは、認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が必ずしも十分ではない方の権利や財産を守るため、社協が法定成年後見人、保佐人、補助人となり、権利擁護を図ることを目的に関係機関と協働しながら「法人後見事業」を実施しています。

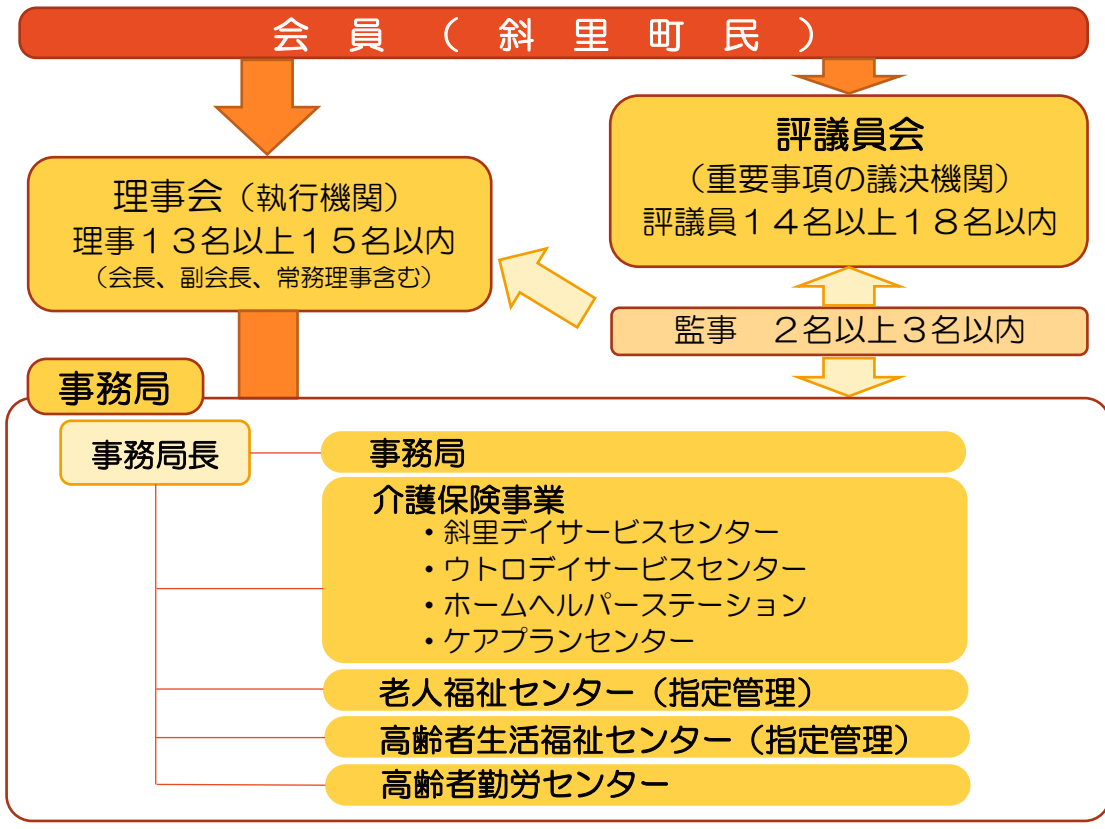
わがまちでは、平成27年度に「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始され、平成28年度からは、行政より「生活支援コーディネーター事業」を受託し、生活支援体制整備事業の説明や地域住民ニーズ及び社会資源調査、ボランティア養成講座の開始など、地域住民と協働しながら事業実施しています。令和元年度には、地域住民同士の支援があることにより、高齢者が在宅生活を継続できるような仕組みづくりに取り組んでいます。

社協ボランティアセンターにおいては、現在、7団体の222人及び個人ボランティア49人が加入登録し、小・中・高校生の体験学習など様々なボランティア活動を活発に行い、その活動が定着してきています。今後は、社協ボランティアセンターとしての機能の確立・強化、地域住民とのより一層の連携、協働を図っていきます。

第7期地域福祉実践計画では、行政が策定した「第2期地域福祉計画」と連動し、社協の更なるステップアップを目指し、地域住民や関係団体・企業等とのネットワークを強化し、役職員一丸となった地域福祉を推進する中核組織の一員として強い使命感と誇りをもち、各事業を積極的に実践すると共に、地域住民参加・協働による「地域の福祉力」をコーディネートすることが、斜里町の地域福祉の充実につながることを再確認し、地域に拓かれた存在感のある組織体制を確立していくことを目指します。

【 組 織 図 】

(令和2年3月1日現在)



### 3) 第6期地域福祉実践計画の評価と課題

#### ◎基本計画1 「みんなの困りごとを見つけ、みんなで考える地域づくり」

##### 1. 多様なニーズ把握の実施

###### 《現状・評価》

社協役員・評議員や民生委員、行政、介護保険事業等との連携・協働により、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の多種多様なニーズ把握を図る事ができましたが、本会内部でのニーズ共有の機会が少ない状況です。

###### 《 課 題 》

社会情勢や地域状況によって、多様化したニーズが増加する中で、役員・評議員や民生委員、行政、介護保険事業等との連携・協働を図ると共に、本会内部での情報共有を図りながら、きめ細やかなニーズ把握をすることが必要です。

##### 2. ふれあいネットワーク事業

###### 《現状・評価》

ふれあいネットワーク活動の実施状況（除雪活動やサロン活動）や自治会連合会研修会等に参加し、地域で抱えている様々なニーズの情報収集ができたが、地域特性や地域の実情等の地域ニーズの詳細把握ができていない状況です。

## 《 課 題 》

今後とも自治会連合会及び各自治会との連携・協働をより深め、地域ニーズの詳細把握を行いながら、より良い地域福祉活動を展開することが必要です。

### 3. ふれあいネットワーク事業連絡会議

#### 《現状・評価》

ふれあいネットワーク推進会議を開催し、国が進めている事業の必要性や災害対策の取り組み等、先進地の活動や地域ニーズの理解・知識を学ぶことにより、地域の実情を知るここができたと共に、情報交換が図られました。

#### 《 課 題 》

社会情勢の変化に伴い、地域課題も多様化している中で、先進地事例を通して地域ニーズの共有や情報交換などの継続が必要です。

### 4. 住民懇談会の実施

#### 《現状・評価》

地域における福祉課題を把握・解決するため、住民、自治会、行政、社協が一体となって考える場としての住民懇談会を開催することができませんでした。

#### 《 課 題 》

本会事業・体制を検討しながら、地域の情報や課題を把握する住民懇談会を早急に開催する必要があります。

### 5. ふれあい相談事業

#### 《現状・評価》

町民の困り事を各関係機関と連携・協力し、解決に向けた支援を実施することができました。

#### 《 課 題 》

相談者の生活の安定が図られるように支援すると共に、気軽に相談できる窓口として、相談事業の継続が必要です。

### 6. 無料法律相談事業

#### 《現状・評価》

債務や相続などの専門的な知識が必要な相談に対し、関係機関と連携しながら、弁護士による無料法律相談を年3回開催し、住民の困り事を解決することができました。

#### 《 課 題 》

本会職員では解決できない、法律等の専門的な知識が必要な相談者に対し、弁護士からのアドバイスを受け、住民の困り事を解決することが必要です。

### 7. 基幹的在宅福祉サービス事業

#### 《現状・評価》

福祉事業やふれあい・まごころサービス、介護保険事業等の各事業から地域課題の把握・分析をすることができました。

## 《 課 題 》

本会在宅福祉サービス事業から、新たな地域課題を把握するため、各事業の継続が必要です。

## ◎基本計画2 「みんながつながり、支え合う地域づくり」

### 1. ふれあいネットワーク事業（再掲）

### 2. ふれあいネットワーク事業連絡会議（再掲）

### 3. 住民懇談会の実施（再掲）

### 4. 広報紙の発行

#### 《現状・評価》

年4回、社協だよりを発行し本会事業や収支決算、福祉活動等の情報提供を図りました。

#### 《 課 題 》

本会事業等の情報を見やすく・分かりやすいように工夫しながら、町民の理解・協力が得られるように、より良い情報提供の工夫が必要です。

### 5. ホームページの充実

#### 《現状・評価》

ホームページをリニューアルすると共に、SNSを活用しながら、福祉活動等の情報提供を迅速に実施する事ができました。

#### 《 課 題 》

多くの町民に本会活動を周知するため、ホームページやSNSの充実・更新を増やすことが必要です。

### 6. ボランティアセンターの運営

#### 《現状・評価》

運営委員の再編成を行い、基盤整備・強化を図りながら、ボランティア養成講座やボランティア保険加入促進、災害ボランティア研修等を実施してきましたが、一部のボランティア養成講座やボランティアポイント制度など、実施できなかった事業がありました。

#### 《 課 題 》

ボランティア養成研修終了後の活動場所や機会が少ないため ボランティア活動ができる環境づくりが必要であると共に、ボランティアポイント制度や災害ボランティアセンター運営等の研究・検討が必要です。

### 7. ボランティア情報紙の発行

#### 《現状・評価》

ボランティア広報紙「夢風船」を年一回発行すると共に、ホームページ等を活用した

研修開催案内や活動紹介等の情報提供を実施しました。

《 課 題 》

多くの町民へボランティア活動情報等の提供が出来るように、より一層の充実が必要です。

## 8. 各種ボランティア研修会への参加

《現状・評価》

道社協や管内社協主催のボランティア研修に参加し、先進地のボランティア活動等、様々なボランティア活動を学ぶと共に、町内でも研修会を開催し、ボランティア活動の推進を図りました。

《 課 題 》

地域に合ったボランティア活動等ができるように、多くのボランティアが先進地等の様々なボランティア活動等を学ぶことが必要です。

## 9. 各種ボランティア養成講座の開催

《現状・評価》

ボランティア入門講座やボランティア養成講座を開催できましたが、シニアリーダー養成研修やボランティアスクール等の一部の研修会が開催できませんでした。

《 課 題 》

ボランティア入門講座等を継続及び充実すると共に、未実施の研修会についても広域を含めた開催等の工夫をしながら、子どもから大人まで切れ目の無い生涯ボランティア養成を図ることが必要です。

## 10. ボランティア出前講座の開催

《現状・評価》

小学校の総合学習の時間や自治会・老人クラブ等に出向き、車イス体験や社会福祉制度等の学習会を実施しましたが、学校や関係団体等の一部の団体のみの実施となっています。

《 課 題 》

ボランティア出前講座のPRと内容の充実を図ると共に、様々なニーズに対応できるよう、職員の知識向上を図ることが必要です。

## 11. 住民参加型有償ボランティアヘルプサービス事業「ふれあい・まごころサービス事業」

《現状・評価》

介護保険サービスではできない部分を補完しながら、少ない協力者でサービス提供を実施してきました。協力者の養成研修や協力者同士の意見交換会等を開催することができませんでした。子育てサポートサービスは、平成30年度よりファミリー・サポート・センター事業を受託したこともあり、利用者数が1件となりました。

《 課 題 》

協力者の育成やサービス内容の検討を図りながら、協力者の養成・意見交換会の実施が必要です。子育てサポートサービスは、ファミリー・サポート・センター事業の利用

状況を見ながら、事業廃止の検討が必要です。

## 1 2. 家庭介護教室の開催

《現状・評価》

家庭介護教室開催に向けてのカリキュラムや職員体制等の検討ができなく、開催ができませんでした。

《 課 題 》

介護の基本となる知識・技術を学べるように、カリキュラムや職員体制を検討し、地域マンパワーの向上を図るため開催することが必要です。

## 1 3. 介護職員初任者研修の開催

《現状・評価》

斜里町介護従事者マンパワー確保事業と民間養成校と連携し、研修会開催場所の調整及び職員等への周知が実施できました。

《 課 題 》

行政及び民間養成校との連携を継続し、地域介護力向上を図ることが必要です。

## 1 4. ボランティア団体育成援助事業

《現状・評価》

ボランティア団体の活動が継続できるように、行政・社協や共同募金等の資金援助が実施できました。

《 課 題 》

ボランティア団体が活動できるように継続的な資金援助が必要です。

## 1 5. 各福祉団体等育成援助事業

《現状・評価》

本会が事務局を担っている団体の活動を支援すると共に、運営費を助成することができました。子ども会や精神障がい者団体は、活動費の一部を助成すると共に、事業協力等の連携を図ることができました。

《 課 題 》

本会が事務局を担っている団体の新規会員加入促進や魅力のある事業展開を会員と一緒に検討すると共に、子ども会等への事業協力・連携を図るため継続が必要です。

## 1 6. 世代間交流事業

《現状・評価》

本会事業やボランティア活動、デイサービス事業等で高齢者と小学生・高校生の交流を図ることができました。

《 課 題 》

ボランティア活動等を中心に世代間交流が、より多く図れるような事業の工夫が必要です。

## 17. 高齢者勤労センター事業

《現状・評価》

会員の勧誘を行いながら就労機会の増大を図っていますが、定年齢の引き上げや定年後の再雇用・再就職者等が多く、会員数が増えない状況で、センターへの作業依頼はあるが対応できない状況がありました。

《課題》

本会事業等と連携を図りながら、高齢者の能力や経験を活かせる魅力ある作業を検討しながら、新規会員の加入促進を図り、福祉増進のため事業継続することが必要です。

## 18. 献血推進事業

《現状・評価》

血液センターと協働しながら、町内企業・施設等に献血及び駐車場の協力を依頼し、献血推進を図ることができました。

《課題》

町内企業の状況を把握すると共に、血液センターと協働しながら献血推進協議会の再構築等、献血推進を図ることが必要です。

## 19. 車イスの貸出事業

《現状・評価》

車イスの点検・修理を行い、貸し出し時には、事故が起きないように基本的な車イス操作を伝え、町内事業や様々な団体等へ車イスの貸し出しができました。

《課題》

車イスの点検・修理を継続し、基本的な車イス操作の確認・指導を行い、安全に使用できるような貸し出しをすることが必要です。

## 20. イベント用品の貸出事業

《現状・評価》

各種イベント用品を貸し出すことにより、自治会や団体等の住民同士の交流が図られました。貸し出しの多い用品は、故障や老朽化が早いいため、少しずつ修理・更新を実施しました。

《課題》

自治会や団体等と情報交換しながら、用品の修理や更新を検討することが必要です。

## 21. カラオケ機器の貸出事業

《現状・評価》

自治会等へ貸し出しをすることにより、地域交流が図られました。

《課題》

カラオケ機器を購入してから10年以上経過しているため、機器の更新を検討することが必要です。

## 22. 地域の各種行事への参加

《現状・評価》

しれとこ産業まつりやふらっとナイト、自治会等のイベントに参加協力しました。

《 課 題 》

地域福祉活動推進団体として、各種行事への参加協力を継続することが必要です。

### ◎基本計画3 「みんなの困りごとを解決する地域サービスづくり」

#### 1. ふれあい相談事業（再掲）

#### 2. 無料法律相談事業（再掲）

#### 3. 日常生活自立支援事業

《現状・評価》

知的障がい者2名、精神障がい者2名の生活支援等を継続し、生活基盤の安定を図ると共に、支援員研修等に参加し、知識・技術の向上を図ることができました。

《 課 題 》

道社協と協働しながら、事業が必要な方に対し迅速な支援ができるように取り組むと共に、利用者が安定した生活が送れるように、支援員の養成・増員をすることが必要です。

#### 4. 法人後見事業（成年後見）

《現状・評価》

知的障がい者夫婦世帯の後見人及び保佐人として、金銭管理及び生活支援を行い、利用者が安定した生活を送れるように支援ができたと共に、行政や関係事業所等からの相談に対し、必要な調整・手続きを家庭裁判所と調整しながら、適切な支援をすることができました。

《 課 題 》

関係機関と相談・調整を図りながら利用者へ適切な支援を継続すると共に、支援が必要な方の相談に対し、成年後見制度の手続き等の支援を継続することが必要です。

#### 5. 生活福祉資金貸付事業

《現状・評価》

事業への相談が数件あったが、他貸付事業が優先となるため、他貸付事業の紹介や関係機関との調整を行い、貸し付け件数はありませんでした。

《 課 題 》

道社協事業の窓口として、低所得世帯等の相談に迅速に対応できるよう、道社協や民生委員・児童委員と連携を図りながら事業を継続することが必要です。

#### 6. 福祉金庫の運用事業

《現状・評価》

生活が一時的に困難な方に対し、関係機関と連携を図り、生活費の使い方の指導・助言を行い、生活支援を実施することができました。



## 《 課 題 》

一時的な金銭支援により生活維持・改善が図られるため、実行性のある返済計画を検討しながら、事業を継続することが必要です。

### 7. 被災者への見舞金事業

#### 《現状・評価》

火災等で被災された方に対し、北海道共同募金会や行政と連携しながら、災害見舞金を送りました。

#### 《 課 題 》

被災者が、少しでも以前と同じように生活が送れるために見舞金事業を継続することが必要です。

### 8. 愛情銀行の運用事業

#### 《現状・評価》

火災等で被災された方に対し、行政と連携しながら、布団等の生活必要物品等の支援をしました。

#### 《 課 題 》

被災者が、少しでも以前と同じように生活が送れるために生活必需品等の支援を継続することが必要です。

### 9. 住民参加型有償ボランティアヘルプサービス事業「ふれあい・まごころサービス事業」（再掲）

#### 10. 声かけ郵便事業

##### 《現状・評価》

斜里郵便局と協働し、ボランティアが書いた手紙を配達員が安否確認を行いながら配達することにより、社会からの孤立感の減少や解消を図ることができました。

##### 《 課 題 》

高齢者の社会からの孤立感を少しでも解消するために、斜里郵便局と協働した事業の継続が必要です。ボランティアと対象者の世代間交流等を検討する必要があります。

#### 11. ふれ愛教室事業

##### 《現状・評価》

行政と連携しながら、総合事業対象者となった高齢者に対し、「いきいき百歳体操」等の介護予防運動を提供することができました。

##### 《 課 題 》

対象者の拡大等を関係機関と検討しながら、介護予防運動等の提供の場として、事業を継続することが必要です。

#### 12. ふれ愛サロン事業

##### 《現状・評価》

斜里ふれ愛サロンは、週2回各20名程度の参加があります。ウトロふれ愛教室は、週1回15名程度の参加があり、両サロンを開催することにより介護予防や引きこもり

予防ができました。

《 課 題 》

介護予防や引きこもり予防等、外出する場として事業を継続すると共に、開催回数や職員体制等を関係機関と検討することが必要です。

### 1 3. 食の自立支援事業

《現状・評価》

週3回約30名の高齢者等に対し、夕食を届けると共に、利用者の健康状態の確認や安否確認を実施することができました。

《 課 題 》

調理が困難な高齢者等に、継続した食事の支援及び安否確認のサービスを提供することが必要です。

### 1 4. 介護用品支給事業

《現状・評価》

民生委員や薬局、ケアマネジャー、行政等と連携・協働して、毎月30名以上の高齢者等に介護用品を支給することができました。

《 課 題 》

各関係機関と連携・協働しながら、介護用品が必要な世帯への支給を継続することが必要です。

### 1 5. 理美容サービス事業

《現状・評価》

町内4件の理美容院や行政と連携・協働しながら、年4回を限度に訪問理美容サービスを約15名の方に提供することができました。

《 課 題 》

行政・理美容店と連携・協働しながら、サービスの提供を継続することが必要です。

### 1 6. ケアプラン事業

《現状・評価》

本会3名のケアマネジャーが、約90件の利用者のケアプラン作成等を実施していると共に、各研修会に参加し資質向上に努め、より良いサービスの提供をしました。

《 課 題 》

本会ケアマネジャーとして、住民ニーズ把握や社会資源の開発など、利用者支援と共に地域福祉推進を図り、事業所としてケアプランの充実・マニュアルの整備・資質向上等を図りながら事業を継続することが必要です。

### 1 7. ホームヘルプサービス事業

《現状・評価》

高齢者や障がい者が在宅生活を継続できるように、ヘルパーが訪問し支援をすると共に、利用者ニーズ等から地域課題を把握し、ケアマネジャーや関係機関と調整を図りな

がら、より良いサービスの提供に努めました。

《 課 題 》

本会ヘルパーとして、利用者及び地域ニーズを把握し、各関係機関と調整を図ると共に、知識・技術等の資質向上を図りながら事業を継続することが必要です。

## 18. デイサービス事業

《現状・評価》

通所介護利用希望者が減少している中で、高齢者や障がい者が在宅生活を継続でき、生きがいを持って利用できるよう工夫し、利用者確保に努めているが、利用者数の減少や施設維持経費等により、他事業からの繰り入れを実施しながら運営をしました。

《 課 題 》

サービスの向上を図りながら利用者確保や経費削減に努めると共に、行政や民間事業所と協議しながら、事業や施設活用等、行政施策に合ったサービス提供の検討が必要です。

## 19. 斜里町精神障害者社会復帰活動事業

《現状・評価》

精神障がい者の訓練の場として、精神障がい者3名が福祉センターの清掃業務等を実施していると共に、就労ができるよう体調や日々の様子を事務局で確認し、必要に応じて保健師等と連携を図りました。

《 課 題 》

精神障がい者が継続した訓練ができるよう、体調や環境等の支援継続が必要です。

## 20. 知的障害者社会参加活動助成事業

《現状・評価》

知的障がい者の訓練の場として、知的障がい者3名が福祉センターの清掃業務等を実施していると共に、就労ができるよう体調や日々の様子を事務局で確認し、必要に応じて保健師等と連携を図りました。

《 課 題 》

知的障がい者が継続した訓練ができるよう、体調や環境等の支援継続が必要です。

## 21. 斜里町老人福祉センター管理事業

《現状・評価》

指定管理者として、利用状況の把握や利用団体への協力、浴室の管理・体調不良者の対応、設備・機器の点検等、適切な管理を実施しました。

《 課 題 》

指定管理者として、施設の維持・修繕を行いながら、多くの方が利用できるよう、検討しながら管理の継続が必要です。

## 22. 高齢者生活福祉センター管理事業

《現状・評価》

指定管理者として、施設の維持・管理を適正に実施すると共に、入居者が安心して生活を送れるよう相談・助言や関係機関との連絡調整等、適切な管理を実施しました。

《課題》

指定管理者として、施設の維持・修繕を行いながら、利用者が生きがいを持って安心して生活を送れる様に援助すると共に、施設利用の在り方等を関係機関と検討しながら管理の継続が必要です。

## ◎基本計画4 「みんなと一緒に地域を支え合う社協づくり」

### 1. 事業経営理念と業務の明確化

《現状・評価》

社会福祉法人制度改革により、経営ガバナンスの強化が求められ、制度改革に沿った定款変更等を実施しましたが、新規事業や職員異動等があり、事業の整理・見直し等ができませんでした。

《課題》

より良い社協を目指し、より一層の組織体制整備が必要であると共に、地域福祉実践計画評価等、事業の整理・見直しが必要です。

### 2. 地域の創意を結集する組織の構築

《現状・評価》

会員会費・寄附金等、町民からの一定の理解を得ると共に、社協だよりやホームページ等で社協組織体制や事業、資金収支等の周知を実施しました。

《課題》

町民から、より一層の理解・協力を得られるように、本会の情報公開や事業PR等の充実が必要です。

### 3. 行政との連携と協働の強化

《現状・評価》

本会組織体制や事業等の理解を得るため、町長との懇談会を実施すると共に、行政担当部局と連携・協働しながら、補助・受託事業を実施しました。

《課題》

本会事業の充実を図るためにも、町長との懇談会を開催すると共に、担当部局との連携・協働の強化が必要です。

### 4. 住民組織・社会福祉施設との連携・協働の推進

《現状・評価》

自治会や福祉団体・介護保険事業所等と様々な事業で連携・協働を図りながら事業実施をしているが、地域ニーズに対しての社会資源の開発はできませんでした。

《課題》

各関係団体等との連携・協働は必要不可欠であり、地域課題解決に向けて、各関係団

体等とのより一層の連携・協働が必要です。

## 5. 評議員会・理事会機能の充実強化

《現状・評価》

社会福祉法人制度改革により、評議員会・理事会の位置づけが明確になり、本会も改革に沿って明確化・透明性の向上を図りました。

《課題》

評議員会・理事会の充実強化を図るためにも、法人役員研修等を充実させ、組織の明確化・透明性の向上を図ることが必要です。

## 6. 部会各種委員会等の機能の充実強化

《現状・評価》

事業内容の検討や組織運営に係る専門部会を開催すると共に、各事業において運営委員会や内部委員会を開催しながら、地域課題の解決や事業の充実に取り組みました。

《課題》

専門部会や運営委員会・内部委員会の開催回数が少なかったため、開催回数を増やす等、事業検討等の充実強化を図ることが必要です。

## 7. 役員等研修の実施

《現状・評価》

全道会長会議や法人役員研修等の周知を行い、社協をとりまく現状や法改正等の研修参加の機会を提供しているが、役員等の日程が合わなく参加者が少ない状況でした。

《課題》

社協の現状や法改正等、社会情勢が変化する中で、役員研修参加や自主研修の開催、斜里郡3町を含めた研修会の開催を検討することが必要である。

## 8. 社協連絡調整会議の充実

《現状・評価》

連絡調整会議を開催し、本会の運営状況や課題について役職員で共有検討することができました。

《課題》

連絡調整会議の回数を増やし、本会の運営やサービス提供状況等を役職員間で情報共有し、より良い事業運営ができる体制づくりが必要です。

## 9. 広報紙の発行（再掲）

## 10. ボランティア情報紙の発行（再掲）

## 11. ホームページの充実（再掲）

## 12. 社協活動紹介パンフレットの作成

《現状・評価》

事業概要のパンフレットを作成してあるが、新規事業や事業内容等が整理できなく、

町民にも周知できませんでした。

《 課 題 》

事業内容等を整理し、パンフレットを活用した本会のPRを進めることが必要です。

### 1 3. 住民懇談会の実施（再掲）

### 1 4. 社協会員の慶弔事業の実施

《現状・評価》

不幸にして他界した町民に対し、供花料を贈りました。

《 課 題 》

会員である町民が不幸にして他界した時に、遺族に対し弔慰を表すことが必要です。

### 1 5. 財源確保及び財務経営の実施

《現状・評価》

補助事業や受託事業の内容及び必要経費を関係機関と調整をすると共に、法改正等を見据えながら介護保険事業の運営を実施しました。

《 課 題 》

補助事業等は、関係機関と事業内容を検討・調整を図ると共に、介護保険の報酬単価の見直し等の法改正を的確に把握しながら、サービス向上を図り事業継続することが必要です。

### 1 6. 介護保険事業の中長期的な経営方針の検討

《現状・評価》

ぶんこうデイサービス事業廃止検討時に、中長期的な方針を検討してきたが、法改正や利用者数、経営状況も含めた具体的な中長期的な方針は、検討できませんでした。

《 課 題 》

行政と利用者や運営状況の把握・検討を実施すると共に、専門部会や連絡調整会議等を開催しながら、役職員で情報共有・検討を進めることが必要です。

### 1 7. 共同募金委員会との連携

《現状・評価》

共同募金の配分を受け、適切な事業運営を図ってきましたが、北海道共同募金会の配分方法の考え方に合わせた団体助成等を検討できていません。

《 課 題 》

北海道共同募金会や町共同募金員会の配分の考え方に合わせた、本会事業の助成事業等を検討することが必要です。

### 1 8. 生活支援コーディネーターの配置

《現状・評価》

事務局に主になる生活支援コーディネーターを配置し、ボランティア養成講座や事業

説明会を開催し、町民の関心・理解を頂けるように活動したと共に、先進地の活動を参考にし、行政と検討を行い地域住民同士の支援により、高齢者が地域で生活できる助け合い事業を進めています。

《 課 題 》

行政及び協議体と検討を重ねながら、地域課題を解決できる社会資源の開発、人材育成するための説明会や講習会を開催することが必要です。

## 19. 事務局体制の充実強化

《現状・評価》

地域福祉事業や介護保険事業等の円滑な運営を図るため、事務局内の業務分担等を行っているが、事業実施上の様々な問題等に対応する事務局員の負担が大きく、適切な職員体制が確保できていないと共に、社協職員としての自覚・専門性の向上を図るため、資格取得及び研修を進めてきました。

《 課 題 》

各事業内容や予算等を行政と検討しながら、円滑な事業運営を実施するための人件費の確保が必要であると共に、社協職員としての自覚を持ち、責任ある行動に努めるためにも、連絡調整会議等により情報共有を図ることが必要です。

### 3. 計画の基本目標と基本計画

#### 1) 基本目標

「みんなが 生きがいを持って

健やかに暮らせる 福祉のまちづくり」

#### 2) 基本計画

##### 基本計画1 「みんなの困りごとを見つけ、みんなで考える福祉のまちづくり」

- ◎住民や各関係機関などからの多様なニーズを把握します。
- ◎把握したニーズを自治会や各関係機関と共有し、解決に向けたネットワーク体制の整備充実を図ります。

##### 基本計画2 「みんながつながり、支え合う福祉のまちづくり」

- ◎小地域福祉活動の推進・充実を図ります。
- ◎地域福祉活動の担い手づくりを推進します。
- ◎ボランティア活動の整備・支援を図ります。
- ◎企業や福祉団体が協働する体制づくりを推進します。

##### 基本計画3 「みんなの困りごとを解決する福祉サービスづくり」

- ◎総合的な相談支援体制の整備・充実を図ります。
- ◎権利擁護体制の充実を図ります。
- ◎コミュニティーサービスの開発・支援を図ります。
- ◎福祉サービスの整備・充実を図ります。

##### 基本計画4 「みんなと一緒に地域を支え合う社協づくり」

- ◎地域福祉の中核組織にふさわしい事業運営を促進します。



### 3) 計画の体系図



## 4. 基本計画と具体的な取り組み

### 1) 基本計画1

#### 「みんなの困りごとを見つけ、みんなで考える福祉のまちづくり」

| 実践項目・事業名  |              |                     |                                   |   | 年次計画        |        |        |        |
|---|--------------|---------------------|-----------------------------------|---|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分                | 協働又は連携機関                          | 関連事業  | 2           | 3      | 4      | 5      |
| <b>①多様なニーズ把握の実施</b><br>◎地域福祉事業の中から、地域の困りごとを町民や社協役員、民生委員・児童委員、行政、在宅福祉サービス関係者、介護サービス事業者等の関係機関から収集・共有しながら、地域課題を明確化する。<br>・民児協等の関係団体の各種会議に出席する。<br>・社協役員による連絡会議を開催する。                 | 単独事業<br>(継続) | 自主財源                | 民児協<br>福祉団体<br>介護保険<br>事業者等<br>行政 | 基本計画<br>全事業                                       | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>②ふれあいネットワーク事業</b><br>◎各自治会活動における現状や様々な課題を事業報告書や自治会等から収集・共有し、地域に必要な活動を各関係機関と検討する。<br>・自治会連合会等の各種会議に出席する。<br>・ふれあいネットワーク活動報告書や各自治会を訪問し、地域活動内容を把握・整理する。<br>・サービスメニュー（地域食堂等）を検討する。 | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 自治会<br>行政<br>募金委員会                | 基本計画<br>1-③<br>④<br>2-③<br>⑥⑫⑬<br>3-⑫<br>⑬<br>4-⑱ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>③ふれあいネットワーク事業連絡会議</b><br>◎各自治会における様々な課題や活動内容を共有化すると共に、先進地の事例等を学習し、地域に必要な活動を検討する。<br>・ふれあいネットワーク事業連絡会議を年1回以上開催する。   | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 自治会<br>行政<br>募金委員会                | 基本計画<br>1-②<br>2-①                                | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>④住民懇談会の実施</b><br>◎地域における福祉課題を収集し、課題を解決するための福祉活動を住民の方々、自治会、行政、社協が一体となって考える場を構築する。<br>・住民懇談会実施を各自治会に周知する。<br>・自治会等の要望により住民懇談会を開催する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源                | 自治会<br>行政                         | 基本計画<br>1-②<br>③<br>2-①<br>②⑫⑬<br>3-⑫<br>⑬<br>4-⑱ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |              |              |                    |                    | 年次計画        |        |        |        |
|--|--------------|--------------|--------------------|--------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業  | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関           | 関連事業               | 2           | 3      | 4      | 5      |
| <b>⑤ふれあい相談事業</b><br>◎常設の相談窓口を設置し、生活・福祉問題等の相談内容から、地域課題を各関係機関と共有・分析・検討する。<br>・平日（祝祭日、年末年始除く）、午前9時から午後5時まで開設する。 | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 民児協<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>1-⑥        | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑥無料法律相談事業</b><br>◎弁護士による専門相談内容から地域の課題を収集し、各関係機関と共有・分析し、地域課題を検討する。<br>・年3回開催する。                            | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 弁護士<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>1-⑤        | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑦基幹的在宅福祉サービス事業</b><br>◎社協の基幹的在宅福祉サービス提供現場から地域課題を収集・分析すると共に、各関係機関との情報共有をする。<br>・社協職員による連絡会議を開催する。          | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 介護保険<br>事業者等<br>行政 | 基本計画<br>3-①<br>~②⑥ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

## 2) 基本計画2

### 「みんながつながり、支え合う福祉のまちづくり」

| 実践項目・事業名  |              |                     |                    |   | 年次計画   |        |        |        |
|---|--------------|---------------------|--------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分                | 協働又は連携機関           | 関連事業  | 2      | 3      | 4      | 5      |
| <b>①ふれあいネットワーク事業</b> (再掲)<br>◎小地域福祉活動による、ニーズを分析し、支え合い活動ができるネットワーク体制づくりを地域住民と一緒に進める。 | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 自治会<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>1-③<br>④<br>2-③<br>⑥⑫⑬<br>3-⑫<br>⑬<br>4-⑱ | △<br>☆ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |              |                     |                             |   | 年次計画        |             |             |             |
|--|--------------|---------------------|-----------------------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業  | 事業区分         | 財源区分                | 協働又は連携機関                    | 関連事業  | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <b>②ふれあいネットワーク事業連絡会議(再掲)</b><br>◎各自治会や先進地における様々な福祉課題や活動内容を共有化し、必要な支え合い活動を学習・検討する。  | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 自治会<br>行政<br>募金委員会          | 基本計画<br>1-②<br>2-①                                | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>③住民懇談会の実施</b> (再掲)<br>◎地域における福祉課題を住民の方々、自治会、行政、社協が一体となって考え、支え合い活動ができる体制づくりを検討する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源                | 自治会<br>行政                   | 基本計画<br>1-②<br>③<br>2-①<br>②⑫⑬<br>3-⑫<br>⑬<br>4-⑱ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>④広報紙の発行</b><br>◎社協だよりを発行し、社協事業・収支決算情報の開示、共同募金配分金の使途、住民による活動の取り組み等の町民の関心を得られる福祉情報を見やすく・わかりやすく提供する。<br>・年4回以上、社協だよりを発行する。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金        | 行政<br>募金委員会                 | 基本計画<br>2-⑤<br>4-⑪                                | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑤ホームページの充実</b><br>◎社協ホームページやSNSで地域福祉活動やボランティア活動、福祉サービス、イベント等の最新情報を提供する。<br>・随時、ホームページを更新する。<br>・毎月、SNSを利用した情報提供をする。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源                | 行政<br>福祉団体                  | 基本計画<br>2-④<br>4-⑨                                | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑥ボランティアセンターの運営</b><br>◎町民がボランティア活動に対する理解と関心を深めることができるよう、ボランティアセンターの事業等の充実・強化を推進する。<br>・センター運営委員会を年2回開催する。<br>・地域の困り事を把握し、ボランティア活動の必要性を分析する。<br>・分析結果を基に、ボランティア研修会等を企画・開催する。<br>・分析結果を基に、学校や企業等へのボランティア活動の理解・協力を進める。 | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 福祉団体<br>行政<br>募金委員会<br>全国社協 | 基本計画<br>1-②<br>2-②<br>⑦～⑬<br>⑮⑰⑱<br>4-⑱           | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |              |                     |                     |                                      | 年次計画        |        |        |        |
|--|--------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業  | 事業区分         | 財源区分                | 協働又は連携機関            | 関連事業                                 | 2           | 3      | 4      | 5      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動が実施できる、場所や機会を地域住民・関係機関と検討・調整する。</li> <li>・ボランティア活動のPR・啓蒙強化するため情報紙を発行する。</li> <li>・ボランティアポイント制度を研修・研究する。</li> <li>・災害ボランティアセンター運営等の研究・研修や各関係機関との連携・協力を推進する。</li> </ul> ◎ボランティア活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するためのボランティア活動保険・ボランティア行事用保険加入を促進する。 |              |                     |                     |                                      |             |        |        |        |
| <b>⑦ボランティア情報紙の発行</b><br>◎広報紙を発行し、ボランティア活動情報を見やすく・わかりやすく提供する。<br>・年2回以上、ボランティア情報紙を発行する。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金        | 福祉団体<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>2-⑥                          | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑧各種ボランティア研修会への参加</b><br>◎先進地で実施しているボランティア活動を学び、地域の実情に合わせたボランティア活動を検討・支援する。<br>・各種研修会参加を促進する。<br>・地域支援活動ボランティア研修会へ参加する。<br>・災害ボランティア研修会へ参加する。<br>・レクリエーションボランティア研修会へ参加する。  | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 福祉団体<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>2-⑥                          | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑨各種ボランティア養成講座の開催</b><br>◎地域住民が、これまでに培ってきた知識や技術を活かして、地域づくりに参加できると共に、地域ニーズに合った研修を検討しながら、各種ボランティア養成講座の開催・充実を図る。<br>・ボランティア入門講座を開催する。<br>・シニアリーダー養成講座を開催する。<br>・ボランティアスクールを開催する。<br>・地域ささえあいサポーター養成講座を開催する。   | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 福祉団体<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>2-⑥<br>⑫⑬<br>3-⑫<br>⑬<br>4-⑱ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |              |                     |   |   | 年次計画        |             |             |             |
|--|--------------|---------------------|---|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業  | 事業区分         | 財源区分                | 協働又は連携機関  | 関連事業  | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <b>⑩ボランティア出前講座の開催</b><br>◎学校教育機関（小・中学校、高等学校）や自治会、老人クラブ、福祉団体、企業等と連携した福祉活動の学習会を提供する。◎ボランティア出前講座をより多くの町民へ開催できるように、PR や講座の充実を図る。<br>・社会福祉制度等講座を開催する。<br>・高齢者疑似体験講座を開催する。<br>・車椅子体験講座を開催する。<br>・手話体験講座を開催する。  | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 学校教育機関<br>自治会<br>老人クラブ<br>福祉団体<br>企業<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>2-⑥   | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑪住民参加型有償ボランティアヘルプサービス事業「ふれあい・まごころサービス事業」</b><br>◎高齢者や障がい者の日常の困りごとを少しでも軽減する有償ボランティアサービスをより多くの町民の協力を得て、サービスの充実を図る。<br>・社協広報紙等によるサービスのPR をする。<br>・利用者及び協力者へニーズ調査を実施する。<br>・介護技術等の研修会を年2回実施する。<br>・協力者の情報交換会を年1回以上開催する。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金        | 介護保険事業者等<br>福祉団体<br>行政<br>募金委員会                     | 基本計画<br>2-⑥<br>⑮⑯<br>3-⑳<br>㉑   | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑫生活支援コーディネーター事業</b><br>◎生活支援体制整備事業で、地域住民と生活支援コーディネーター・協議体、社協が協働しながら、地域支援ニーズと資源の把握や各関係機関とのネットワークづくり等、住民主体の支え合い活動を推進する。<br>・ふれあいネットワーク事業や住民懇談会等の事業と連携しながら、地域のネットワークの構築を図る。<br>・ボランティアセンター事業と連携しながら、ボランティア養成講座を開催する。<br>・社協他事業と連携し、地域に不足するサービスを把握・創出する。<br>・生活支援体制整備事業を町民に周知する。<br>・社協他事業と連携し、地域住民ニーズ及び社会資源調査の把握をする。 | 委託事業<br>(新規) | 委託費                 | 自治会<br>民児協<br>企業<br>福祉団体<br>介護保険事業者等<br>行政          | 基本計画<br>1-①<br>~⑦<br>2-①<br>~⑪⑬<br>~⑰<br>3-①<br>~⑤⑩<br>⑪⑬~<br>⑰<br>4-②<br>~④⑪<br>⑱⑲ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名  |          |              |  |   | 年次計画        |             |             |             |
|---|----------|--------------|--|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業   | 事業区分     | 財源区分         | 協働又は連携機関                                   | 関連事業  | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <b>⑬地域ささえあいサポート事業</b><br>◎高齢者等が地域住民のささえあい活動によって、在宅で自立した生活が営めるように、サポーター養成研修を開催する。<br>・サポート事業の運営方法等を検討する。<br>・サポーター養成研修を開催する。<br>・サポート事業のPRをする。<br>・ボランティアポイント等を検討する。   | 委託事業(新規) | 委託費          | 自治会<br>民児協<br>企業<br>福祉団体<br>介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>1-①<br>~⑦<br>2-⑥<br>⑪⑫⑮<br>⑯<br>4-⑱ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |
| <b>⑭斜里町ファミリー・サポート・センター事業</b><br>◎地域において、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が、子育ての相互援助活動ができるように、講習会の開催やサービス調整等を実施する。<br>・ボランティア会員講習会を開催する。<br>・事業の周知及び会員の募集・登録を図る。<br>・迅速かつ適切に援助活動の調整を図る。<br>・会員間の交流や情報交換会を開催する。<br>・子ども食堂等の子育て支援に関する情報収集を図り、行政や社協事業との連携を検討する。 | 委託事業(新規) | 委託費          | 福祉団体<br>認定こども園等<br>行政                      | 基本計画<br>2-⑥                                 | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑮家庭介護教室の開催</b><br>◎在宅介護をする町民や地域で高齢者等への支え合い活動を行う町民に対し、介護の基本となる知識・技術を学べる機会を提供すると共に、地域の介護力向上を図る目的で、自治会や団体の要請により開催する。<br>・教室開催に向けて、本会介護職員体制を検討する。<br>・社協だより等で教室を町民に周知する。<br>・自治会や団体の要請により、教室を開催する。   | 単独事業(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 自治会<br>老人クラブ<br>福祉団体<br>企業<br>行政<br>募金委員会  | 基本計画<br>1-②<br>2-⑥<br>⑪~⑬<br>⑯<br>3-⑳<br>㉑  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑯介護職員初任者研修の開催</b><br>◎斜里町介護従事者マンパワー確保事業と連携し、家庭や介護の現場に必要な基礎知識と技術を学び、地域の介護力向上を図る目的で、民間校と共同で開催する。<br>・年1回以上、研修会の開催を継続実施する。  | 共同事業(継続) | —            | 介護保険事業者等<br>行政                             | 基本計画<br>2-⑪<br>~⑬⑮<br>3-⑳<br>㉑              | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |          |                     |                      |                          | 年次計画        |             |        |        |
|--|----------|---------------------|----------------------|--------------------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 具体的事業  | 事業区分     | 財源区分                | 協働又は連携機関             | 関連事業                     | 2           | 3           | 4      | 5      |
| <b>⑰ボランティア団体活動援助事業</b><br>◎ボランティア団体の地域での積極的活動を促すための相談・助言や、研修会・活動資金を援助する。<br>・研修会への積極的な参加を促す。<br>・継続的に活動資金を助成する。  | 補助事業(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 福祉団体<br>行政<br>募金委員会  | 基本計画<br>2-⑥              | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑱各福祉団体等活動援助事業</b><br>◎社協が事務局を担っている当事者団体等が、会員及び地域福祉活動を行えるよう支援すると共に、運営費を援助する。<br>・斜里町遺族会の活動援助を継続する。<br>・斜里町手をつなぐ親の会の活動援助を継続する。<br>・斜里町身体障害者協会の活動援助を継続する。<br>・斜里町二葉会の活動援助を継続する。<br>◎子ども会育成連絡協議会と精神障害者団体に対し、地域参加活動の事業費の一部を援助する。<br>・子ども会育成連絡協議会に援助する。<br>・精神障害者団体に援助する。 | 補助事業(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 福祉団体<br>行政<br>募金委員会  | 基本計画<br>2-⑥              | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑲世代間交流事業</b><br>◎地域活動や社協事業の様々な場面で、地域の高齢者等と保育園児・幼稚園児及び小・中学生、高校生等との交流機会を提供する。<br>・ボランティア活動等により、世代間交流が図られるような活動を検討する。<br>・保育園児等の慰問を受け入れる。<br>・声掛け郵便事業等の各事業における、交流事業実施を検討する。  | 単独事業(継続) | 自主財源                | 自治会<br>老人クラブ<br>福祉団体 | 基本計画<br>2-⑥<br>3-⑱<br>⑳  | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑳高齢者勤労センター事業</b><br>◎高齢者の能力や経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいを持ち、社会参加が図られるよう、公共団体、民間事業所、一般家庭等からの依頼を受け、高齢者の就労機会の増大と福祉増進を図る。<br>・高齢者の能力や経験を活かせる魅力のある作   | 補助事業(継続) | 自主財源<br>補助金         | 行政                   | 基本計画<br>2-⑥<br>3-㉒<br>㉓㉔ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価



| 実践項目・事業名  |              |              |                            |                          | 年次計画        |        |        |        |
|---|--------------|--------------|----------------------------|--------------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関                   | 関連事業                     | 2           | 3      | 4      | 5      |
| 業等を検討すると共に、町民に事業の目的・事業内容等を周知し、会員拡大の促進を図る。<br>・他福祉事業と連携しながら、人材確保等を含めた、新たな活動の仕組みを検討する。  |              |              |                            |                          |             |        |        |        |
| <b>⑳献血推進事業</b><br>◎日本赤十字社血液センターと協働して、町内企業・施設に年3回の献血バスの来町及び町民への「命を救うボランティア活動」として献血参加を推進する。<br>・献血実施のPRを新聞折り込み等で周知する。<br>・献血を実施する場所を調整する。 | 共同事業<br>(継続) | 自主財源         | 企業<br>行政                   | 基本計画<br>2-⑥              | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>㉑車イスの貸出事業</b><br>◎病気やケガ等で一時的に車イスが必要な町民又は自治会や福祉団体の行事に対して車イスを貸出する。<br>・車椅子を点検整備する。<br>・貸出調整を行う。<br>・借用者へ適切な使用方法を指導する。                  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 自治会<br>介護保険<br>事業者等<br>行政  | 基本計画<br>1-②<br>2-②<br>⑩⑮ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>㉒イベント用品の貸出事業</b><br>◎行事用テントやコンロ・わたあめ機等を地域の各種行事に貸出をする。<br>・貸出調整を行う。<br>・借用者へ適切な使用方法を指導する。<br>・各イベント用品の更新を検討する。                        | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 自治会<br>福祉団体<br>企業<br>募金委員会 | 基本計画<br>1-②<br>2-②<br>⑮  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>㉓カラオケ機器の貸出事業</b><br>◎レクリエーション機能が付いたカラオケ機器を地域の各種行事に貸出をする。<br>・貸出調整を行う。<br>・借用者へ適切な使用方法を指導する。<br>・カラオケ機器の更新を検討する。                      | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 自治会<br>福祉団体<br>募金委員会       | 基本計画<br>1-②<br>2-②<br>⑮  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>㉔地域の各種行事への参加</b><br>◎地域の各種行事等へ積極的に関わることにより、地域福祉の向上を図る。<br>・ふらっとナイトや産業まつりなど、町内各種行事への参加協力を継続する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 自治会<br>老人クラブ<br>福祉団体<br>行政 | 基本計画<br>1-②<br>2-②<br>⑲⑳ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

### 3) 基本計画3

## 「みんなの困りごとを解決する福祉サービスづくり」

| 実践項目・事業名  |              |              |                                     |                                     | 年次計画        |        |        |        |
|---|--------------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関                            | 関連事業                                | 2           | 3      | 4      | 5      |
| <b>①ふれあい相談事業</b> (再掲)<br>◎常設の相談窓口を設置し、生活・福祉問題等の相談内容を各関係機関と連携し、問題解決に向けたサービスの利用等の相談援助・支援をする。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 民児協<br>行政<br>募金委員会                  | 基本計画<br>1-⑥<br>3-②                  | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>②無料法律相談事業</b> (再掲)<br>◎弁護士による専門相談内容からの課題を公的機関や関係機関と連携し、問題解決に向けた相談援助・支援をする。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 弁護士<br>行政<br>募金委員会                  | 基本計画<br>1-⑤<br>3-①                  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>③日常生活自立支援事業</b><br>◎道社協や行政と協働して、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の意思決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービスの援助や代行、日常的な金銭管理等の生活支援サービスを提供する。<br>・毎月、利用者に対し適切な支援を提供する。<br>・支援員研修へ参加する。<br>・支援員の増員を検討する。                                   | 委託事業<br>(継続) | 委託費          | 自治会<br>民児協<br>介護保険事業者等<br>道社協<br>行政 | 基本計画<br>1-⑤<br>⑥<br>3-①<br>②④⑤<br>⑦ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>④法人後見事業（成年後見）</b><br>◎行政と協働して、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の判断能力が不十分な方の権利や財産を守るため、社協が法人成年後見人、保佐人、補助人となり、本人の権利擁護を図る。<br>・関係機関と相談・調整を図りながら、利用者に対し適切な支援を継続する。<br>・行政及び家庭裁判所等と連携を図り、支援が必要と思われる方に対し、成年後見制度の手続き等の支援を継続する。 | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 自治会<br>民児協<br>介護保険事業者等<br>行政        | 基本計画<br>1-⑤<br>⑥<br>3-①<br>~③⑤<br>⑦ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名  |              |              |                  |                               | 年次計画        |             |             |             |
|---|--------------|--------------|------------------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関         | 関連事業                          | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <b>⑤成年後見制度事業の検討</b><br>◎認知症高齢者や障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等の事業を検討する。<br>・行政と連携を図り、権利擁護に関するニーズを把握する。<br>・行政や道社協と連携を図り、先進地の事業等を研究する。<br>・広域での地域連携構築方法を研究する。 | 共同事業<br>(新規) | —            | 民児協<br>道社協       | 基本計画<br>1-⑤<br>⑥<br>3-①<br>~④ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |
| <b>⑥生活福祉資金貸付事業</b><br>◎民生委員・児童委員や関係機関との連携、制度周知の促進を図り、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、目的に応じた資金の貸付けと必要な援助指導を行う。<br>◎失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、生活費及び一時的な資金を貸し付け、継続的な援助指導を行う。                  | 委託事業<br>(継続) | 委託費          | 民児協<br>道社協<br>行政 | 基本計画<br>1-⑤<br>⑥<br>3-①<br>~⑤ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑦福祉金庫の運用事業</b><br>◎一時的に生活が困難な方に対し、生活費の貸付けを行うと共に、貸付け後の相談援助や償還指導を行い、世帯の支援を継続して行う。<br>・利用者の生活維持、改善が図られるよう、関係機関と連携を図り、適切な返済計画を検討しながら支援を行う。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 民児協<br>行政        | 基本計画<br>1-⑤<br>⑥<br>3-①<br>~⑥ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑧被災者への見舞金事業</b><br>◎行政と連携して、被災された世帯に対し、見舞金と愛情銀行の見舞品をお送りする。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 行政<br>募金委員会      | 基本計画<br>1-⑤<br>3-①<br>⑦⑨      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑨愛情銀行の運用事業</b><br>◎町民からの愛情にもとづく金品の寄附をお預かりし、災害等で被災された町民や地域福祉推進のために効果的に活用する。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 町民<br>行政         | 基本計画<br>1-⑤<br>3-①<br>⑥~⑧     | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名  |              |                     |  |   | 年次計画        |             |             |             |
|---|--------------|---------------------|--|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分                | 協働又は連携機関                                   | 関連事業  | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <b>⑩住民参加型有償ボランティアヘルプサービス事業「ふれあい・まごころサービス事業」</b> (再掲)<br>◎高齢者や障がい者の日常の困りごとを軽減するため、有償ボランティアヘルパーが支援する。                                   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金        | 介護保険事業者等<br>福祉団体<br>行政<br>募金委員会            | 基本計画<br>基本計画<br>2-⑥<br>⑮⑯<br>3-⑳<br>㉑<br>㉒  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑪声かけ郵便事業</b><br>◎一人暮らし高齢者へボランティアが書いた手紙を斜里郵便局の配達員が、安否確認をしながら配達し、ふれあいを深め、精神的孤独感の解消を図る。<br>・毎月、手紙を配達する。<br>・ボランティアと高齢者の世代間交流を検討、実施する。 | 補助事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金<br>補助金 | 企業<br>行政<br>募金委員会                          | 基本計画<br>2-⑥<br>⑰  | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑫生活支援コーディネーター事業</b> (再掲)<br>◎生活支援体制整備事業で、地域住民と生活支援コーディネーター・協議体、社協が協働しながら、地域支援ニーズと資源の把握や各関係機関とのネットワークづくり等、住民主体の支え合い活動を推進する。         | 委託事業<br>(新規) | 委託費                 | 自治会<br>民児協<br>企業<br>福祉団体<br>介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>1-①<br>～⑦<br>2-①<br>～⑪⑬<br>～⑰<br>3-①<br>～⑤⑩<br>⑪⑬～<br>⑰<br>4-②<br>～④⑪<br>⑱⑲ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |
| <b>⑬地域ささえあいサポート事業</b> (再掲)<br>◎高齢者等が地域住民のささえあい活動によって、在宅で自立した生活が営めるように、養成研修開催と事業実施をする。   | 委託事業<br>(新規) | 委託費                 | 自治会<br>民児協<br>企業<br>福祉団体<br>介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>2-⑥<br>⑪⑫⑮<br>⑰<br>3-⑱  | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |
| <b>⑭斜里町ファミリー・サポート・センター事業</b> (再掲)<br>◎地域において、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が、子育ての相互援助活動ができるように、講習会の開催やサービス調整等を実施する。                    | 委託事業<br>(新規) | 委託費                 | 福祉団体<br>認定こども園等<br>行政                      | 基本計画<br>2-⑥   | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |

△＝検討・計画 ☆＝実施 ◇＝評価

| 実践項目・事業名  |              |      |                             |                    | 年次計画        |        |        |        |
|---|--------------|------|-----------------------------|--------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分 | 協働又は連携機関                    | 関連事業               | 2           | 3      | 4      | 5      |
| <b>⑮ふれ愛教室事業</b><br>◎基本チェックリストにて総合事業対象者となった高齢者等に対し、「いきいき百歳体操」を主とした運動等を取り入れ、未然に介護状態になる事を予防する目的で開催する。<br>・毎週水曜日、老人福祉センターで10時から11時30分開催する。<br>・行政と利用者の拡大等の検討をする                               | 委託事業<br>(継続) | 委託費  | 行政                          | 基本計画<br>3-⑮        | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑯ふれ愛サロン事業</b><br>◎地域の高齢者等の集いの場として、レクリエーションを実施し、介護予防や社会的孤立、引きこもり防止等の目的で開催する。<br>・斜里ふれ愛サロン事業<br>毎週火曜日・金曜日、老人福祉センターで10時から14時まで開催する。<br>・ウトロふれ愛サロン事業<br>毎週水曜日、ウトロ漁村センターで13時から14時30分まで開催する。 | 委託事業<br>(継続) | 委託費  | 自治会<br>行政                   | 基本計画<br>2-⑰<br>3-⑱ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑰食の自立支援事業</b><br>◎食事支援が必要な一人暮らし高齢者等を対象に週3回以内の夕食を配達すると共に、健康状態や安否確認を行う。<br>・一人暮らし高齢者又は高齢者夫婦世帯若しくは障がい者等で食事の調理が困難な方<br>・月、水、金の午後3時から午後5時の間で、夕食を配達する。                                       | 委託事業<br>(継続) | 委託費  | 企業<br>介護保険事業者等<br>行政        | 基本計画<br>3-⑳<br>～㉒  | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑱理美容サービス事業</b><br>◎寝たきり等の理由で理美容院へ出かけることが困難な高齢者等に対し、訪問による理美容サービスを年4回限度に提供する。<br>・要介護3・4・5の在宅高齢者等で利用者一部負担あり。<br>・利用券の発行等、迅速に調整する。<br>・ウトロ地区のサービス提供方法を行政と検討する。                            | 委託事業<br>(継続) | 委託費  | 企業<br>民児協<br>介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>3-⑳<br>～㉒  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名  |              |      |                       |                                      | 年次計画        |             |             |             |
|---|--------------|------|-----------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分 | 協働又は連携機関              | 関連事業                                 | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <b>⑱ケアプラン事業</b><br>◎要介護者が居宅での介護サービスや保健医療サービス等を適切に利用できるように、居宅サービス計画作成や連絡調整等のサービスを提供する。<br>・ケアプランの点検・充実を図り、サービスの向上を目指す。<br>・各種マニュアルの点検・整備を図る。<br>・介護支援専門員の増員・資質向上を図る。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源 | 民児協<br>介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>2-⑥<br>⑫<br>3-⑬<br>⑮~⑲<br>⑳㉑ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>㉑ホームヘルプサービス事業</b><br>◎介護保険法に基づき、介護福祉士等の有資格者が、利用者の状況に応じた適切な介護を提供し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。<br>◎障害者総合支援法に基づき、重度訪問介護・同行援護・居宅介護サービスも提供する。<br>・サービス提供の点検・評価を実施し、サービスの向上を図る。<br>・各種マニュアルの点検・整備を図る。<br>・訪問介護員の増員・資質向上を図る。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源 | 民児協<br>介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>2-⑮<br>3-⑮<br>~⑳㉑            | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>㉒デイサービス事業</b><br>◎介護保険法に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った適切な介護サービスを提供する。また、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護サービスも提供する。<br>◎高齢者ニーズに対応する為の事業基盤の強化、安定経営を図る。<br>※斜里デイサービスセンター<br>※ウトロデイサービスセンター<br>・サービス提供の点検・評価を実施し、サービスの向上を図る。<br>・各種マニュアルの点検・整備を図る。<br>・介護員等の資質向上を図る。 | 単独事業<br>(継続) | 自主財源 | 民児協<br>介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>2-⑲<br>3-⑮<br>~㉑             | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |                |       |                |                               | 年次計画   |        |             |        |
|--|----------------|-------|----------------|-------------------------------|--------|--------|-------------|--------|
| 具体的事業  | 事業区分           | 財源区分  | 協働又は連携機関       | 関連事業                          | 2      | 3      | 4           | 5      |
| <b>②斜里町精神障害者社会復帰活動事業</b><br>◎精神障がい者の社会適応訓練として、老人福祉センターやデイサービス等の清掃業務を行い、社協として訓練の場を提供する。<br>・業務環境や内容を点検すると共に、必要に応じて関係機関と連絡調整しながら、訓練を継続できるように支援する。  | 単独事業<br>(継続)   | —     | 介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>3-②④⑤⑥                | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ |
| <b>③知的障害者社会参加活動助成事業</b><br>◎知的障がい者社会参加活動として、老人福祉センターやデイサービス等の清掃業務や介助補助業務を行い、社協として社会参加の場を提供する。<br>・業務環境や内容を点検すると共に、必要に応じて関係機関と連絡調整しながら、活動を継続できるように支援する。   | 単独事業<br>(継続)   | —     | 介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>3-②③⑤⑥                | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ |
| <b>④斜里町老人福祉センター管理事業</b><br>◎センター利用者の立場に立った適正な管理に努める。<br>・利用時間 月～金 9時から16時<br>土・日 9時から15時<br>(祝祭日、年末年始休館)<br>・夜間開放日：毎週金曜日21時まで<br>・温泉利用日：月・水・金 12時～16時<br>・利用申込に際し、利用方法等を確認し、適切な利用を促進する。<br>・住民が利用しやすい環境づくりを実施する。<br>・設備、機器の点検・修繕を実施し、適切な管理を継続する。<br>・町民の利用拡大やセンターの活用方法について行政と検討する。 | 指定管理事業<br>(継続) | 指定管理費 | 介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>2-⑥<br>3-②①③④<br>4-①⑨ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑤高齢者生活福祉センター管理事業</b><br>◎高齢者に対して、介護支援機能、住宅機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、利用者の立場に立った適正な管理に努める。<br>・各種相談、援助等の対応を行う。<br>・福祉サービス等の諸手続きの援助を行う。<br>・地域との交流を図れるように援助を行う。<br>・設備、機器の点検・修繕を実施し、適切な管理を継続する。   | 指定管理事業<br>(継続) | 指定管理費 | 介護保険事業者等<br>行政 | 基本計画<br>3-②①<br>～⑤            | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

## 4) 基本計画4

### 「みんなと一緒に地域を支え合う社協づくり」

| 実践項目・事業名  |              |              |                                |  | 年次計画        |        |        |        |
|---|--------------|--------------|--------------------------------|--|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関                       | 関連事業   | 2           | 3      | 4      | 5      |
| <b>①事業経営理念と業務の明確化</b><br>◎事業経営理念を再認識し、事業内容の見直し等を行い、より住民に理解と参加協力を得られる組織強化を図る。<br>・組織体制の役割を再認識し、組織強化を図る。<br>・ふれあいのまちづくり事業及び関係事業の見直しを実施する。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 民児協<br>介護保険事業者等<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>4-②<br>~⑱  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>②地域の創意を結集する組織の構築</b><br>◎社協らしい事業を進めるために不可欠な自主財源の確保に向けて、会員会費、寄付金の受け入れ態勢を強化し、社協活動への理解を求める。<br>・使途内容を明確化し、社協だより・ホームページ等で住民に周知する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 行政<br>募金委員会                    | 基本計画<br>4-⑮  | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>③行政との連携と協働の強化</b><br>◎町長と社協役員の懇談会の開催や行政福祉担当部局との連携・協働の強化を図る。<br>・年1回以上、町長との懇談会を開催する。<br>◎斜里町地域福祉計画と社協地域福祉実践計画は、地域福祉推進に密接な関係があることから、連携・協働の強化を図る。<br>・実施状況の確認・評価を行いながら事業等の見直しを行う。 | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 行政                             | 基本計画<br>1-②<br>~④<br>3-⑫<br>~⑲⑳㉑<br>4-⑱<br>⑲             | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>④住民組織・社会福祉施設との連携・協働の推進</b><br>◎自治会や福祉団体・介護保険事業所等との連携・協働を推進し、地域課題の把握及び社会資源の開発等の地域福祉推進を図る。<br>・社協の様々な事業や介護事業所連絡協議会等の参画により、地域課題の把握、社会資源開発を図る。                                     | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 行政                             | 基本計画<br>1-②<br>~④<br>2-④<br>~⑩<br>3-⑫<br>~㉓<br>4-②<br>⑱⑲ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価



| 実践項目・事業名  |              |              |             |                                      | 年次計画        |             |             |             |
|---|--------------|--------------|-------------|--------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関    | 関連事業                                 | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <p><b>⑤評議員会・理事会機能の充実強化</b></p> <p>◎地域に根ざした評議員会等の充実を図り、評議員会・理事会の権限・責任の明確化を図る。また、評議員会等の機能の明確化・強化を図り、社協の透明性の向上を図る。</p> <p>・法人役員研修等を充実し、組織の透明性向上を図る。</p>  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 行政          | 基本計画<br>4-①<br>~④⑥<br>~⑧⑬<br>⑮~⑲     | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ |
| <p><b>⑥部会・各種委員会等の機能の充実強化</b></p> <p>◎総務・事業部会、社会福祉部会の構成を再構築し、部会で様々な地域課題等について検討しながら、円滑な社協運営を図る。</p> <p>・部会を年2回以上開催し、円滑な社協運営を図る。</p> <p>◎ボランティア活動の啓発、調査、事業の企画実施を検討し、ボランティアセンター運営委員会活動の充実強化を図る。</p> <p>・運営委員会（団体）の再構築又は検討を図る。</p> <p>・運営委員会を年2回以上開催し、ボランティア活動の充実を図る。</p> <p>◎福祉金庫貸付運営委員会を開催し、借入者の生活支援や貸付状況の審議等、適切な資金の運用を図る。</p> <p>・運営委員会を年1回以上開催し、適切な資金の運用を図る。</p> <p>◎その他、個別の専門的事項を審議・研究する専門委員会を設置する。</p> <p>・事業特性等を考慮し、必要に応じて専門委員会設置を検討する。</p> | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 行政          | 基本計画<br>2-⑥<br>~⑩<br>3-⑤<br>⑥<br>4-⑤ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ |
| <p><b>⑦役員等研修の実施</b></p> <p>◎社協活動の理解・推進を図る事を目的とした研修会や北海道社会福祉協議会等主催の各種研修会への参加を促進する。</p> <p>・社会福祉法人役員研修等への参加促進を図る。</p> <p>・斜里郡3町社協研修会の開催を検討する。</p>   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>4-⑤                          | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ | ☆<br>☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |              |              |                     |                         | 年次計画        |             |        |        |
|--|--------------|--------------|---------------------|-------------------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 具体的事業  | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関            | 関連事業                    | 2           | 3           | 4      | 5      |
| <b>⑧社協連絡調整会議の充実</b><br>◎地域福祉課題や各事業の課題、社協の運営状況等を社協役職員で共有し、課題や運営に向けた社協事業の充実を図る。<br>・連絡調整会議を年2回以上開催し、運営状況や制度改正等を共有し、事業の充実を図る。<br>・各事業所代表者会議等の開催を検討する。 | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 行政                  | 基本計画<br>4-⑤<br>⑥⑬⑱      | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑨広報紙の発行</b> (再掲)<br>◎社協だよりを発行し、社協事業・収支決算情報の開示、共同募金配分金の使途、住民による活動の取り組み等の住民の関心を得られる福祉情報を見やすく・わかりやすく提供する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 行政<br>募金委員会         | 基本計画<br>2-⑤             | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑩ボランティア情報紙の発行</b> (再掲)<br>◎情報紙を年2回発行し、ボランティア活動情報をわかりやすく提供する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 福祉団体<br>行政<br>募金委員会 | 基本計画<br>2-⑥             | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑪ホームページの充実</b> (再掲)<br>◎社協ホームページやSNSで、地域活動やボランティア活動、福祉サービス、イベント等、最新の情報を提供する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 行政                  | 基本計画<br>2-④             | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑫社協活動紹介パンフレットの作成</b><br>◎社協活動を住民に理解してもらうと共に、社協を活用してもらうため、パンフレットを作成し周知を図る。<br>・社協事業を簡単にわかりやすく紹介できる、パンフレットを作成する。                                  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 行政                  | 基本計画<br>2-⑤<br>⑥        | △<br>☆      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑬住民懇談会の実施</b> (再掲)<br>◎地域における福祉課題を解決していく活動を住民の方々、自治会、行政、社協が一体となって考える機会づくりを確保し、社協の機能や事業を活用しやすい体制を構築する。   | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 自治会<br>行政           | 基本計画<br>1-②<br>③<br>2-⑱ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |
| <b>⑭社協会員の弔慰事業の実施</b><br>◎住民すべてが会員であるため、住民が不幸にして他界した時には、遺族に対して弔意を表すため「供花料」を送る。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 行政<br>募金委員会         | 基本計画<br>4-①             | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名   |              |              |                                      |                                      | 年次計画        |             |             |             |
|--|--------------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 具体的事業  | 事業区分         | 財源区分         | 協働又は連携機関                             | 関連事業                                 | 2           | 3           | 4           | 5           |
| <b>⑮財源確保及び財務経営の実施</b><br>◎事業の性格に応じた公費財源の考え方を整理・再確認し、公共性の高い事業を継続すると共に、介護保険サービス事業等は、法改正等の社会情勢を見据えた経営努力をより一層図り、自主財源の確保・増強を図る。<br>・多くの地域住民の理解・協力を得ながら、地域福祉に活用できる自主財源の確保を検討する。<br>・公費財源の考え方を整理し、行政と検討する。<br>・国や道などの補助事業の情報収集を行いながら、自主財源確保を検討する。<br>・介護保険法等の改正を迅速に把握し、経営に反映する。 | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 介護保険事業者等<br>行政                       | 基本計画<br>4-②                          | △<br>☆      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑯介護保険事業の中長期的な経営方針の検討</b><br>◎介護保険法の改正等による報酬の変化やサービス提供量の変化等の情報を的確に把握し、利用者が適切な介護サービスを利用しながら住み慣れた地域で生活できるように、事業経営状況の把握、見直し等を行う。<br>・随時経営状況を確認しながら、組織としての中長期的な経営を検討する。  | 単独事業<br>(継続) | 自主財源         | 介護保険事業者等<br>行政                       | 基本計画<br>3-⑳<br>~㉒<br>4-⑮             | △<br>☆      | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑰共同募金委員会との連携</b><br>◎共同募金委員会からの配分金を各地域福祉事業へ充当し、地域福祉活動の推進を図る。<br>・社会情勢を見据えて、事業の性格に応じた募金の考え方を整理する。<br>・募金の使途や活動協力への理解を得られるような配分方法を検討する。   | 共同事業<br>(継続) | 自主財源<br>共同募金 | 自治会<br>福祉団体<br>行政<br>募金委員会           | 基本計画<br>4-⑮                          | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      | ☆<br>◇      |
| <b>⑱生活支援コーディネーターの配置</b><br>◎生活支援体制整備事業で、地域住民と生活支援コーディネーター・協議体、社協が協働しながら、地域支援ニーズと資源の把握や各関係機関とのネットワークづくり等、住民主体の支え合い活動  | 委託事業<br>(継続) | 委託費          | 自治会<br>民児協<br>企業<br>福祉団体<br>介護保険事業者等 | 基本計画<br>1-①<br>~⑦<br>2-①<br>~⑬⑮<br>⑰ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ | △<br>☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

| 実践項目・事業名  |              |             |          |                          | 年次計画        |        |        |        |
|---|--------------|-------------|----------|--------------------------|-------------|--------|--------|--------|
| 具体的事業   | 事業区分         | 財源区分        | 協働又は連携機関 | 関連事業                     | 2           | 3      | 4      | 5      |
| <p>を推進するための、生活支援コーディネーターを社協に配置し、地域福祉の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援コーディネーターを1名配置し、地域ニーズ及び社会資源の把握を行う。</li> <li>コーディネーター業務と連携し、社協本来業務の再確認、社会資源の開発・活用を検討する。</li> </ul>   |              |             | 行政       | 3-③<br>~②④<br>4-②<br>④①⑨ |             |        |        |        |
| <p><b>⑩事務局体制の充実強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社協職員としての自覚を持ち、責任ある行動に努める。</li> <li>社協事業の内容・規模を再検討し、適切な職員体制を確保しながら、円滑な事務局運営を図る。</li> <li>専門職の確保と資格取得及び各種研修を行い、知識・技術等の資質向上、意識改革を図る。</li> <li>人事評価や処遇の確保、キャリアや職責に対応する職制を検討し、適切な人事・労務管理を実施する。</li> </ul> | 単独事業<br>(継続) | 自主財源<br>補助金 | 行政       | 基本計画<br>4-①<br>~⑱        | △<br>☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ | ☆<br>◇ |

△=検討・計画 ☆=実施 ◇=評価

## 5. 策定経過（関連資料）

### 1) 第7期地域福祉実践計画策定手順

#### ①理事会で「第7期地域福祉実践計画」策定の意思決定

◎理事会で「第7期地域福祉実践計画」の策定についての意思決定をする。

#### ②事務局で「計画策定プロジェクトチーム」を編成

◎第6期地域福祉実践計画の評価・総括を行う。

この結果にもとづき、社協として事業強化すべき事項、地域全体で新たに取り組むべき事項の洗い出し整理をする。

◎行政の福祉関連各計画の進捗状況または見直しの状況について情報収集し、その分析を行う。

◎先行して計画策定が進められている他市町村の「地域福祉計画」及び他社協の「地域福祉実践計画」について情報収集を行い、本会計画に活かせる部分の分析とその取り組みについて研究する。

◎上記作業により、委員会、理事会、評議員会への提案資料（原案）を作成する。

#### ③「第7期地域福祉実践計画策定委員会」の設置

◎第6期地域福祉実践計画の評価・総括を基に、第7期地域福祉実践計画の方向性や内容を検討する。

#### ④理事会、評議員会で承認・議決

◎「策定委員会」で、各事業等それぞれ協議策定された計画案について審議し、「社協がどのような福祉のまちづくりを目指しているか」を理事会で承認、評議員会で議決し、これを「第7期地域福祉実践計画」として定める。

#### ⑤地域への啓発・広報

◎策定された「第6期地域福祉実践計画」について、地域住民の理解と計画推進に対する協力を得るため、社協だより、ホームページ等を活用し周知する。

## 2) 第7期地域福祉実践計画策定委員

| 役職名 | 氏名    | 役職名  | 氏名   |
|-----|-------|------|------|
| 委員長 | 藤谷佐智子 | 副委員長 | 樽見孝二 |
| 委員  | 橋本敏雄  | 委員   | 椿原祥輔 |
| 委員  | 林川涉   | 委員   | 木村哲明 |
| 委員  | 中村祐介  | 委員   | 伊藤照子 |
| 委員  | 門馬 憊彦 |      |      |

## 3) 第7期地域福祉実践計画策定経過

- 令和元年 8月 計画策定プロジェクトチームを編成
- ・第6期地域福祉実践計画の評価の実施
  - ・第6期地域福祉実践計画評価から課題分析の実施
  - ・第7期地域福祉実践計画（素案）の作成
- 9月 第3回斜里町社会福祉協議会正副会長会議で検討  
第2回斜里町社会福祉協議会専門合同部会で検討  
第3回斜里町社会福祉協議会理事会で協議
- ・第7期地域福祉実践計画策定委員会の設置準備
  - ・第6期地域福祉実践計画の評価・課題分析の実施
  - ・第7期地域福祉実践計画（素案）の検討
- 10月 第7期地域福祉実践計画策定委員の依頼
- 11月 第1回第7期地域福祉実践計画策定委員会の開催
- ・第6期地域福祉実践計画の評価・課題分析の実施
  - ・第7期地域福祉実践計画（素案）の検討
- 12月 計画策定プロジェクトチームで計画（案）の作成  
第6回斜里町社会福祉協議会正副会長会議で協議  
第5回斜里町社会福祉協議会理事会で協議  
行政担当課との打ち合わせ  
第2回斜里町社会福祉協議会評議員会で協議
- ・第7期地域福祉実践計画（案）の検討
- 令和2年 1月 計画策定プロジェクトチームで計画（案）の修正  
行政担当課との打ち合せ
- 2月 第2回第7期地域福祉実践計画策定委員会の開催  
計画策定プロジェクトチームで計画（案）の修正  
第6回斜里町社会福祉協議会理事会で協議
- 3月 第7回斜里町社会福祉協議会理事会で承認  
第3回斜里町社会福祉協議会評議員会で議決



「第7期地域福祉実践計画」  
発行年月 令和2年3月

～みんなが 生きがいを持って  
健やかに暮らせる 福祉のまちづくり～



社会福祉法人

斜里町社会福祉協議会

〒099-4116

斜里郡斜里町文光町52番地17（斜里町老人福祉センター内）

TEL 0152-23-4704 FAX 0152-23-5113